

令和4年度第1回契約監視委員会議事概要

1. 日 時 令和4年6月21日(火) 13:20~15:15
2. 場 所 経済産業省別館10階 産総研東京本部大会議室
3. 出席者 川崎委員長、山口委員、小原委員、中沢委員、菊地委員
4. 議題
 - (1) 令和3年度調達等合理化計画の実施状況等について(報告)
 - (2) 令和4年度調達等合理化計画(案)について(審議)
 - (3) 随意契約の妥当性についての点検
5. 議事概要
 - (1) 令和3年度調達等合理化計画の実施状況等について
事務局から、資料1「令和3年度調達等合理化計画の実施状況等」について、報告を行った。その結果、了承が得られた。
 - (2) 令和4年度調達等合理化計画(案)について
事務局から、資料2「令和4年度調達等合理化計画(案)」に基づき説明を行い、提案のとおり、承認された。
 - (3) 随意契約の妥当性についての点検
資料3「点検対象の抽出基準」について説明を行い、了承を得た後、資料5「競争性のない随意契約一覧」に基づき、抽出22案件に対する点検を行った。事前に委員より質問を頂いた案件については、資料6により説明を行った。
なお、委員から以下のとおり、意見(要旨)があった。

○No.5「高圧水素用コリオリ流量計比較評価試験」について、選定の事由2は代替性のない特殊な機器又は材料であって供給者が一に限定される場合、即ち代替性のない特殊機器等の「調達」を想定しているが、本件は、代替性のない特殊な機器を保有する者との「評価試験」の随意契約であり、選定事由に当てはまるのか疑問である。他に当てはまる事由があるならその方がよいのではないか。本条項を適用してきた過去の事案と比較して、改めて検討していただきたい。

○No.6「移動と生活に関するWebアンケート調査」及びNo.7「Webによるカーソル操作実験とアンケートに関するデータ収集作業」について、競争性の担保の観点から、初年度の入札において、「翌年度以降も調査を継続する場合は、当初入札の落札者に継続して業務を委託すること(その可能性があること)」を条件として付すべき。

これにより翌年度以降の契約の競争性・透明性が確保される。この条件を付さずに、当初入札の落札業者と翌年度以降の継続調査を随意契約とするのは、競争性の担保の観点で相応しくない。

- No.11「人工知能処理向け大規模・省電力クラウド基盤の保守・運用業務」について、価格比較を契約相手先との過去の案件のみとしているのであれば、あまり意味がない。価格比較の相手を広げることを検討していただきたい。
- No.12「小容量トルク標準機分銅載荷機構自動制御システム等の更新」について、事業者等に口頭で確認した内容については、本件が競争性のない随意契約であること及び公的機関の契約であることからエビデンスを残すことが適当。また、エビデンスについては内容が適切であることを必ず確認していただきたい。
- No.13「CDM 実現性調査のための「情報セキュリティ監視・分岐支援業務」の機能拡張」について、適用の事由7は、「プログラムの著作権、その他の排他的権利に係るプログラム」と明示しており、知的財産権、それに準ずるノウハウ、秘密情報を想定しているのではないか。本事由を適用するのであれば、排他的権利とは何を指すかということを厳格に考え、適用すべき。また、適用する権利について、明確に適用される理由を説明できるようにしていただきたい。
- No.16「先端オペランド計測技術オープンイノベーションラボラトリスぺース賃借」について、価格等の妥当性について確認した場合は、選定理由書に「価格については適正な価格であることは確認済みである。」旨を明記すること。
- No.21「電解式 CO2 吸収と鉱物中和の実用化に向けた国内外技術情報調査」について、選定の事由16「研究所以外の者の行為を秘密にする必要があるとき」が適切なのか疑問である。競争とすべきものを随意契約として適用する以上、理由を厳格に吟味していただきたい。

以上